

北茨城市告示第35号

北茨城市地方就職支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

北茨城市長 豊田 稔

北茨城市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県と共同して実施する茨城県地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業又は修了した学生の北茨城市内への移住を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内において北茨城市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することについて、北茨城市補助金等規則（昭和45年北茨城市規則第11号）、茨城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援の実施要領（以下「県実施要領」という。）及び法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額等)

第2条 地方就職支援金の対象となる経費は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 就職活動に係る経費 就職活動に要した交通費とし、4,260円を上限とする。
- (2) 移住に要した移転費 移転に要した実費の金額とし、66,000円を上限とする。

2 地方就職支援金の交付は、前項各号の経費それぞれにつき1人1回限りとする。

(交付対象者)

第3条 地方就職支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住等に関し、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了年度（卒業又は修了見込みの年度を含む（大学等の卒業又は修了年度に第2条第1号の経費のみを対象経費として申請（以下「卒業等前の交通費のみの申請」という。）する場合に限る。））において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域であって、条件不利地域（過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。）の区域を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業若しくは修了していること又は卒業若しくは修了見込み（卒業等前の交通費のみの申請の場合に限る。）であること。ただし、原則として大学等に4年以上在学していた場合（卒業等前の交通費のみの申請のときは、見込みの場合を含む。）に限る。

イ 大学等の卒業等年度において、東京圏内に継続して在住していること。

ウ 市に移住したこと又は次号に規定する企業に就職することが内定しており、大学等を卒業又は修了後に市に移住する意思を有していること。

エ 地方就職支援金の申請時において、卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること又は就業開始予定日前1年以内であること（卒業等前の交通費のみの申請の場合に限る。）。

オ 地方就職支援金の申請日から5年以上、市に継続して居住する意思を有していること又は大学等を卒業若しくは修了後に次号に規定する要件を満たす企業等に就職し、市に移住した日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業に関し、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 勤務地（卒業等前の交通費のみの申請の場合は、就職することが内定している勤務地。以下同じ。）が茨城県内に所在する企業等に、前号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること又は就職する見込み（卒業等前の交通費のみの申請の場合に限る。）であること。

イ 勤務地が茨城県内に所在すること。

ウ 就業先（卒業等前の交通費のみの申請の場合は、就職することが内定している就業先。以下同じ。）が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

エ 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

オ 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

カ 就業先が就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う

職務を務めている法人等でないこと。

キ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること又は当該大学等を卒業又は修了後週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること（卒業等前の交通費のみの申請の場合に限る。）。

ク 市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること又は市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること（卒業等前の交通費のみの申請の場合に限る。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者であること。

ウ 市長又は茨城県が地方就職支援金の対象として不相当と認めたものでないこと。

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号の1、様式第1号の2）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 卒業若しくは修了証明書（卒業又は修了日から就業開始日が1年以内のもの）又は在学証明書（卒業等前の交通費のみの申請の場合であって、卒業又は修了学年である確認が取れるものに限る。）

(2) 就職先企業による証明書（様式第2号）

(3) 移住元の住所を確認できる書類（移住元の住民票の除票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業若しくは修了年度の複数月の公共料金領収書等）

(4) 就職活動等に係る交通費及び移住に要した移転費を確認できるもの

(5) 本人確認書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請から3か月以内に地方就職支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により地方就職支援金の交付を決定したときは地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、不交付と決定したときは地方就職支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付を決定したときは、速やかに地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第6条 市長及び茨城県は、茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)及び関係者に対し茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、地方就職支援金の交付決定を取り消し、地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長及び茨城県が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなったとき。
- (2) 申請日から1年以内に第2条第2号アからクまでの要件を満たす職への就業を行わなかったとき。
- (3) 申請日から1年以内に市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。
- (4) 就業日から1年以内に第2条第2号アからクまでの要件を満たす職を辞したとき。ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号アからクまでの条件を満たす職に就業する場合を除く。
- (5) 転入日から3年未満に市外に転出したとき。
- (6) 転入日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により地方就職支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に地方就職支援金を交付しているときは、期限を定めて北茨城市地方就職支援金返還命令書(様式第6号)によりその返還を命じるものとする。この場合において、返還を命じる地方就職支援金の額は、前条第1号から第5号までに該当するときは交付した地方就職支援金の全額とし、前条第6号に該当するときは交付した地方就職支援金の半額とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長と茨城県が協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

（宛先）北茨城市長

申請年月日 年 月 日

北茨城市地方就職支援金交付申請書兼請求書

地方就職支援金の交付を受けたいので、北茨城市地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、地方就職支援金の交付決定があったときは、次に記載する申請額を請求します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	㊦	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在籍大学等			

2 就業先

法人名	
所在地	
就業開始日	年 月 日

3 就職活動に係る事項（※就職活動に係る経費について申請する場合のみ記載）

(1) 就職活動訪問先

訪問先 (就業先と同じ場合は省略可)	企業名	
	所在地	
面接・試験日		
内定日		

(2) 移動経路（往復）

日付	交通機関の 名称	出発地	到着地到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない

申請日又は転入日から5年以上継続して、北茨城市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
転入及び転出の有無の確認のため、北茨城市が住民基本台帳の記録されている項目を定期的に確認することについて	A 同意する	B 同意しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 交付申請額

金 円
 (内訳) (1) 就職活動に係る経費 円
 (2) 移住に要した移転費 円

6 交付金の振込先 (※申請者本人名義の口座に限る。)

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
口座の種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

管理コード (茨城県及び北茨城市使用欄)	
----------------------	--

様式第1号別紙1（第4条関係）

北茨城市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び北茨城市から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、北茨城市地方就職支援金交付要綱第7条の規定により、北茨城市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）の全額又は半額を返還します。
 - （1） 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2） 地方就職支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - （3） 地方就職支援金の申請日から1年以内に北茨城市に転入しなかった場合：全額
 - （4） 就業から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に茨城県内の支援金の要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - （5） 転入日から3年未満に北茨城市から転出した場合：全額
 - （6） 転入日から3年以上5年以内に北茨城市から転出した場合：半額

様式第 1 号別紙 2 (第 4 条関係)

茨城県移住支援事業及び地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び北茨城市は、茨城県移住支援事業及び地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び北茨城市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業及び地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（宛先）北茨城市長

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業又は内定証明書

以下の者を採用又は以下の者の採用を内定したについて証明いたします。

1 採用者又は内定者情報

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実 施 場 所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内 定 日	年 月 日

3 就業条件等

入社予定日	
就 業 条 件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の移動が必要な勤務地の変更がない。 （勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など）

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

-----（以下は、申請者が記載してください。）-----

上記内容を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

第 号
年 月 日

様

北茨城市長

北茨城市地方就職支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった北茨城市地方就職支援金の交付について、下記のとおり交付決定したので、北茨城市地方就職支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 振込予定日 年 月 日
※ 前後する場合がございます。御了承ください。
- 3 振込先
 - (1) 振込先金融機関名：
 - (2) 振込先口座番号（下3桁）：
 - (3) 振込先口座名義：
- 4 交付の条件
 - (1) 北茨城市補助金等交付規則及び北茨城市地方就職支援金交付要綱の規定に従うこと。
 - (2) 北茨城市地方就職支援金交付要綱第6条の規定に基づき、茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告及び書類の提出を求める場合があること。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北茨城市長

北茨城市地方就職支援金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった北茨城市地方就職支援金の交付について、下記の理由により交付しないことに決定したので、北茨城市地方就職支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 号
年 月 日

様

北茨城市長

北茨城市地方就職支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した北茨城市地方就職支援金について、下記の理由により交付決定を取り消したので、北茨城市地方就職支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 理 由

第 号
年 月 日

様

北茨城市長

北茨城市地方就職支援金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した北茨城市地方就職支援金について、北茨城市地方就職支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還請求額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日